

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	三豊市

三豊市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 三豊市農政部 農林水産課
所 在 地 三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1
電 話 番 号 0 8 7 5 - 7 3 - 3 0 4 0
F A X 番 号 0 8 7 5 - 7 3 - 3 0 4 7
メールアドレス nourin@city.mitoyo.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンザル・アライグマ・ハクビシン・タヌキ・カラス・ニホンジカ・カワウ
計画期間	令和８年度～令和１０年度
対象地域	香川県三豊市全域

(注) １ 計画期間は、３年程度とする。

２ 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(１) 被害の現状（令和６年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
イノシシ	水稲、果樹、野菜等	水稲	286 a 4,915 千円
		果樹	0 a 38 千円
ニホンザル	果樹等	0 a 0 千円	
アライグマ ハクビシン タヌキ	果樹、野菜等	0 a 0 千円	
カラス	水稲、果樹	水稲	0 a 7 千円
		果樹	0 a 30 千円
ニホンジカ	—	—	
カワウ	養殖魚	養殖魚	11,520 千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(２) 被害の傾向

○ イノシシ

三豊市において、平成２０年度に１８２頭であった有害捕獲頭数は、年々増えており、令和４年度には過去最高となる２，６０３頭となった。また令和６年度は、１，６３１頭を捕獲した。生息範囲は山間部や中山間地域だけでなく、市内全域に広がっており平成２８年度以降は島しょ部でも捕獲されている。

春は主にタケノコ、夏は主にビワ・ブドウ、夏から秋にかけて主に水稲、冬は主にミカンなど年間を通じて食害や作物の踏み倒し等の被害が発生しており、その影響から営農意欲の減退や営農をやめる事態も起こっている。

農作物だけにとどまらず、田畑法面の掘り起こし、畔や水路の崩壊などの被害も多い。

また、車両との接触事故や、人が負傷する事故も発生している。

○ニホンザル

香川県ニホンザル生息状況等調査により、過去に三豊市財田町内に2群の生息を確認している。平成26年度から有害捕獲を本格的に取り組んだ結果、生息数はかなり減少したようであるが、果樹等の被害がでている。

市の北部地域でハナレザルの目撃情報が寄せられる。

人馴れした個体が学校や工業団地、住宅等に侵入しており、人身被害の発生が懸念される。

○ アライグマ

有害捕獲に加え、「三豊市におけるアライグマ・ヌートリア防除実施計画書」(2中振興代1950号環国地野許第2103185号中四国農政局長及び中国四国地方環境事務所長、令和3年3月18日確認)により計画的防除を行っている。

特にブドウ、スイカ等の果樹が被害を受けている。また、住宅の屋根裏に住み着く等、生活環境被害も発生している。

○ ハクビシン・タヌキ

近年はハクビシン、タヌキの有害捕獲が増えており、市内全域で生息が確認されており、野菜、果樹等の被害が多い。

また、アライグマ同様、住宅の屋根裏に住み着き、住宅侵入等の生活環境被害が発生している。

○ カラス

市内全域に分布し、水稻や果樹を中心に被害が発生している。

また、集団で行動し民家の近くで群れることが多く、生活環境被害を及ぼしている。

○ ニホンジカ

平成28年度に市内での目撃情報が数件寄せられた。29年度以降、毎年2～3頭の有害捕獲が報告されている。農業被害の報告はないが、近隣市町にも生息していることから、今後生息範囲の拡大、農業被害の発生が懸念される。

○ カワウ

カワウの養殖魚に対する被害は近年増加傾向である。フナ等が食害されており、生息域は市内全域に広がっている。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

２ 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(３) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和６年度）	目標値（令和１０年度）
イノシシ被害	286 a 4,953 千円	257 a 4,458 千円
ニホンザル被害	0 a 0 千円	0 a 0 千円
アライグマ・ ハクビシン被害・ タヌキ被害	0 a 0 千円	0 a 0 千円
カラス被害	0 a 37 千円	0 a 33 千円
ニホンジカ被害	0 a 0 千円	0 a 0 千円
カワウ	11, 520 千円	10, 368 千円

(注) １ 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

２ 複数の指標を目標として設定することも可能。

(４) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<u>イノシシ他</u> ・ 有害捕獲に対して、捕獲奨励金を交付している。 ・ 有害捕獲で使用する罠具等を購入する経費に対して、市が補助している。 ・ 新たに三豊市鳥獣被害対策実施隊に加入し、有害捕獲に取り組む意思のある者に対し、狩猟免許を新規取得するための経費を市が補助している。	・ 三豊市鳥獣被害対策実施隊が中心となり有害捕獲を行っているが、市内の生息頭数が不明である。今後も、毎年、一定数を捕獲していく必要がある。捕獲にかかる捕獲者の費用や労力の負担が課題である。新規の実施隊員を確保していく必要がある。
	<u>アライグマ</u> ・ 防除実施計画書による計画的防除と三豊市鳥獣被害対策実施隊等による有害捕獲を実施している。箱罠の貸出しや捕獲用箱	・ 捕獲はしているが根絶はしていない。農地等を自ら守る意思を醸成するために、今後も県と協力して防除従事者の養成を推進する。

	わなを購入する経費に対して、市が補助している。 <u>ハクビシン</u> ・三豊市鳥獣被害対策実施隊等による有害捕獲を実施している。 <u>ニホンザル</u> ・三豊市鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲を実施している。現在は、囲いわなや小型箱わなで捕獲をしている。	・生息頭数が多いと思われるので、引き続き捕獲するか方法がないと思われる。 ・生息頭数が減少してから、捕獲が難しくなっている。
防護柵の設置等に関する取組	・市内の農家を対象に侵入防止柵の経費の1/2、受益戸数2戸以上で一体的に整備する場合には経費の2/3の補助を行っている。 ・過去には、国庫補助事業を活用し、大規模な集落柵の設置を行っている。 ・平成26年度からは市の基金を活用して地域ぐるみで鳥獣対策に取り組む集落に対し、集落柵の設置に関する資材費の補助を行っている。	・隣接する農地の所有者同士で折り合いがつかないことや、所有者の高齢化や所在不明等により、共同で取り組むことが難しくなっている。また、「被害にあうまで対策をしなくてもよい」「被害対策は柵を設置することではなく、捕獲することである」という認識を持っている人がまだまだ多い。
生息環境管理その他の取組	・被害相談で現場に訪れた際、被害対策のため周辺環境の整備等についてアドバイスを行う。	・「指導する側」と「される側」の温度差がある。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

イノシシやシカは、引き続き市内全域において、三豊市鳥獣被害対策実施隊の隊員を中心として、年間を通じて捕獲に取り組む。個人で購入する罠具等に対し補助を行い、費用の負担軽減を図る。防護柵において、従来の個別の侵入防止柵の設置補助を行いつつ、市の基金を活用した地域ぐるみで取り組む集落防止柵の設置補助を引き続き行う。

ニホンザルは、現在行っている囲いわな、小型箱わなでの捕獲を引き続き実施し、被害軽減・個体数調整を図る。

ハクビシン、タヌキ、カラスは、有害捕獲に取り組み、アライグマについては、有害捕獲の他に「三豊市におけるアライグマ・ヌートリア防除実施計画書」により防除従事者における捕獲活動を実施中であり、今後も防除従事者を増やしていく。

カワウの被害としては、養殖魚の食害があげられ、生息域は市内全域に広がっているため、三豊市鳥獣被害対策実施隊の隊員を中心とし、年間を通じての有害捕獲に取り組む。

三豊市鳥獣被害対策実施隊員が増えるよう、新規狩猟免許取得の推進を行う。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。))。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシやニホンジカは、三豊市鳥獣被害対策実施隊を中心に、引き続き市内全域で捕獲活動を行う。活動の中で、捕獲技術等の継承を行う。

ニホンザルは、財田町在住の三豊市鳥獣被害対策実施隊員の中に罠の管理者をおき、その者が中心となり有害捕獲を行う。

アライグマは、防除実施計画書に基づく防除従事者による計画的防除に加え、三豊市鳥獣被害対策実施隊等の有害鳥獣捕獲を実施する。

ハクビシン、タヌキ、カラス、カワウは、三豊市鳥獣被害対策実施隊を中心に、市内全域で捕獲活動を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート

等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 8	イノシシ 他	主に三豊市鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲を行い、農作物被害を軽減する。 狩猟者や有害捕獲実施者を対象とした捕獲技術講習会を県と協力して開催し、捕獲技術の向上を図る。 ベテラン隊員による捕獲技術等の継承や、新規隊員の確保により捕獲圧を高め、農作物被害を減少させる。
R 9	イノシシ 他	主に三豊市鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲を行い、農作物被害を軽減する。 狩猟者や有害捕獲実施者を対象とした捕獲技術講習会を県と協力して開催し、捕獲技術の向上を図る。 ベテラン隊員による捕獲技術等の継承や、新規隊員の確保により捕獲圧を高め、農作物被害を減少させる。
R 10	イノシシ 他	主に三豊市鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲を行い、農作物被害を軽減する。 狩猟者や有害捕獲実施者を対象とした捕獲技術講習会を県と協力して開催し、捕獲技術の向上を図る。 ベテラン隊員による捕獲技術等の継承や、新規隊員の確保により捕獲圧を高め、農作物被害を減少させる。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方 過去の捕獲頭数を基にした。 イノシシ、ニホンジカは県により策定されているイノシシ第二種特定鳥獣管理計画、ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画に基づき積極的な捕獲を推進する。 ニホンザルは、県により策定されているニホンザル第二種特定鳥獣管理計画に基づき捕獲を行い、適正な生息頭数を保つよう個体数調整を行う。 また、アライグマは特定外来生物にも指定されていることもあり、引き続き三豊市におけるアライグマ・ヌートリア防除実施計画書に基づき、捕獲を進めるとともに、有害捕獲による捕獲も推進する。 カワウは香川県が行っているカワウカウント調査の数値を基にしている。三豊市鳥獣被害対策実施隊を中心として、有害捕獲による捕獲も推進する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
イノシシ	２，２００頭	２，２００頭	２，２００頭
ニホンザル	４０頭	４０頭	４０頭
アライグマ ハクビシン タヌキ	４３０頭	４３０頭	４３０頭
カラス	９００羽	９００羽	９００羽
ニホンジカ	１０頭	１０頭	１０頭
カワウ	３００羽	３００羽	３００羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容 三豊市鳥獣被害対策実施隊を中心に年間を通じて有害捕獲を行う。 また住民から相談を受けた場合、市職員が被害状況等を確認したうえで

、実施隊の各地区の班長に捕獲依頼を行い、班長の指示により有害捕獲を行う。

アライグマは、自分の農地等は自分で守ることを啓発し、防除従事者を養成し、市内を対象に計画的防除を推進する。

ニホンジカに関しては、生息範囲が広がる前に捕獲できるように三豊市鳥獣被害対策実施隊の中で情報共有をしておく。

カワウに関しては生息域が市内全域に広がっているため、三豊市鳥獣被害対策実施隊を中心に年間を通じて有害捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

必要性：イノシシ・ニホンジカ有害鳥獣の捕獲

実施時期：令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日

被害を防止するため、各種柵の設置、わな又はライフル銃以外の銃器を利用した捕獲等が行われているにもかかわらず被害が発生していることを鑑み、状況に応じ許可を行う。

山間部等において、鳥獣被害対策実施隊員は矢先の確認、周辺に民家や建物が無いことを確認したうえでライフル銃を使用し捕獲を実施する。捕獲対象はイノシシ及びニホンジカに限る。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
三豊市	捕獲許可権限の委譲済み

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第

4条第3項）。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンザル他	ワイヤーメッシュ柵 電気柵 10,000m	同左 10,000m	同左 10,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ他	地域への鳥獣被害 防止の普及推進	地域への鳥獣被害 防止の普及推進	地域への鳥獣被害 防止の普及推進

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ他	地域住民に対し、被害防止に関する知識、技術等を普及センター指導員とともに普及、啓発していく。
令和9年度	イノシシ他	地域住民に対し、被害防止に関する知識、技術等を普及センター指導員とともに普及、啓発していく。
令和10年度	イノシシ他	地域住民に対し、被害防止に関する知識、技術等を普及センター指導員とともに普及、啓発していく。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
三豊市農政部農林水産課	県、警察、実施隊と情報共有 状況に応じて捕獲、追払いの実施
三豊市鳥獣被害対策実施隊 (高瀬地区猟友会、観音寺地区 猟友会)	状況に応じて捕獲、追払いの実施
香川県環境森林部みどり保全課	助言、情報共有
三豊警察署	捕獲実施の場合、現場の交通整理 出没の場合、パトロールの強化

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、
猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべ
き役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は
生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合
は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

「香川県 イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」のとおり

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により
記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的に有害捕獲した個体は埋設等の処理を行っている。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をし
た鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有 効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した個体の一部は食用として活用されている。
ペットフード	特になし
皮革	特になし

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	特になし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

特になし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	三豊市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
三豊市農政部農林水産課	協議会事務局、鳥獣行政担当課
香川県農業協同組合 三豊地区営農センター	被害調査、事業推進
香川県農業共済組合 三豊支所	被害調査、事業推進
香川県猟友会 高瀬地区	鳥獣被害対策（捕獲）実施
香川県猟友会 観音寺地区	鳥獣被害対策（捕獲）実施
香川県西讃農業改良普及センター	技術指導、助言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
香川県農政水産部農業経営課	被害防止計画の支援に関すること
香川県環境森林部みどり保全課	被害防止計画の支援に関すること

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年9月1日三豊市鳥獣被害対策実施隊を結成し、現在160名で市内全域の有害捕獲を実施している。被害状況に応じ、市から各地域の班長に捕獲依頼をし、班長の指示により有害捕獲を実施する。

また、年1回程度役員による三豊市鳥獣被害対策会を実施し、情報交換等行っている。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。